⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成26年３月20日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
⑷　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8974 東京都千代田区霞が関２―１―２　警察庁長官官房会計課調達係　五十嵐隆一　電話03―3581―0141　内線2298
⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の提出期限　平成26年１月14日17時45分
⑷　開札の日時及び場所　平成26年１月15日14時00分　警察庁長官官房会計課入札室
４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に求められる義務　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに２⑶を証明する書類を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。入札者は、提出した書類に関し警察庁から説明を求められた場合は、それに応ずる義務を有するものとする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadataka Miyazawa, Finance Division, Commissioner-General's Secretariat, National Police Agency.
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :
Communication recording equipment
Proxy server 2 sets
Packet storage deice 26 sets
Information gathering device 30 sets
⑷　Delivery period : 20, March, 2014
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who :
①　Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, persons under conservatorship or persons under Assistance who obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade A, B, C or D "Manufacture of product" or "Sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014, 2015.
④　Are not being suspended from Transactions by request of the officials in charge of contract.
⑤　Not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Japanese government is continuing state concerned.
⑺　Time-limit for Tender : 17 : 45, 14, January, 2014
⑻　Contact point for the notice : Ryuichi Igarashi, Finance Division, Commissioner General's Secretariat, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 2298

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年11月21日
支出負担行為担当官
総務省統計局長　須江　雅彦
◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量
総務省第二庁舎で使用する電力の購入　予定使用電力量4,395,619kWh
⑶　調達件名の特質等　仕様書のとおり
⑷　使用期間　平成26年４月１日から平成27年３月31日まで
⑸　需要場所　総務省第二庁舎
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）とし、仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、入札時においては、燃料調整費等は考慮しないものとする。（詳細は入札説明書による。）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りでない。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度総務省競争参加資格（全省庁統一資格）関東・甲信越地域の「物品の製造」若しくは「物品の販売」においてＡ又はＢの等級に格付けされた者であること。
⑷　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。なお、詳細については、入札説明書のとおり。
⑸　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑹　暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
３　入札者に求められる義務等
入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている各種書類を入札説明書に記載された期限までに、４⑴に示す場所に提出しなければならない。なお、提出した各種書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。